

令和 6 年 6 月 26 日現在

機関番号：30127

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2018～2023

課題番号：18K10509

研究課題名(和文) 看護基礎教育における高齢者のケア倫理教育プログラムの開発

研究課題名(英文) Development of an educational program for ethics of elderly care in nursing education

研究代表者

河原畑 尚美 (KAWARABATA, NAOMI)

日本医療大学・保健医療学部・教授

研究者番号：50511622

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,400,000円

研究成果の概要(和文)：高齢者の立場からケア倫理実践能力として「ケアハラスメント防止能力」に着目し、高齢者ケア倫理の基盤となり得る看護実践研究のメタ分析の結果、高齢者ケアにおける倫理的実践とは、高齢者の尊厳や精神的・文化的・人間関係的・自尊的ニードを充足するという観点からの看護ケアであり、ケアにおけるハラスメントを防止できることが明らかとなった。看護基礎教育課程における高齢者ケア倫理教育としてケアハラスメント防止能力を活用することで、学生自身が自らの援助はハラスメントになっていないかと考えることができ、倫理的能力獲得につながると考える。今後の課題は、ケアハラスメント防止能力の教育方法を実践的に精選していくことである。

研究成果の学術的意義や社会的意義

ハラスメントは行為、言動そのものよりも受けた側の感情や感覚などがより重視される。そのため、ハラスメントは、高齢者ケアにおいても、身体拘束や虐待だけでなく、日々の看護ケア実践の中にも存在すると捉えられる。高齢者ケアにおける倫理的実践とは、高齢者の尊厳や精神的・文化的・人間関係的・自尊的ニードを充足するという観点からの看護ケアであり、ケアにおけるハラスメントを防止できることが明らかとなった。看護基礎教育課程における高齢者ケア倫理教育としてケアハラスメント防止能力を活用することで、学生自身が自らの援助はハラスメントになっていないかと考えることができ、倫理的能力獲得につながると考える。

研究成果の概要(英文)：Focusing on "ability to prevent care harassment" as a nursing ethics practice ability from the perspective of the elderly, we conducted a meta-analysis of nursing practice research that could serve as the basis for elderly care ethics. As a result, we found that ethical nursing practice in elderly nursing is nursing care from the perspective of satisfying the dignity and spiritual, cultural, interpersonal, and self-esteem needs of the elderly, and that it can prevent harassment in care. By utilizing care harassment prevention ability as part of elderly care ethics education in basic nursing education courses, students themselves will be able to consider whether their own assistance is harassment, which will lead to the acquisition of ethical ability. A future challenge is to practically consider methods of teaching care harassment prevention ability.

研究分野：老年看護学

キーワード：高齢者 ケアハラスメント 看護基礎教育

様式 C - 19 , F - 19 - 1 (共通)

1. 研究開始当初の背景

1) 高齢者の倫理的課題

我が国においては、急速に高齢化が進み、2025年には団塊の世代が75歳となり、本格的な超高齢・多死時代を迎える。それに伴う医療費、介護給付など社会保障費の増大、医療・福祉の人材不足などから医療体制の見直しが進められている。保健医療福祉制度の抜本的な改革の一つである地域包括ケアシステムにおいては急性期医療から在宅に至るまで看護職への期待は大きい。

高齢者の権利擁護については、1948年の国連総会で世界人権宣言、次いで1982年の国連主催による高齢者問題世界会議が開催され、1991年の国連総会では「高齢者のための国連原則」が採択された。このような高齢者の権利擁護に関する国際的動向の中、我が国においても1999年に、介護保険施設における身体拘束は切迫性・非代替性・一時性を原則に生命および身体保護に緊急を要する場合を除き行ってはならないことが通達され、今日までに様々な取り組みがなされている。2000年に導入された介護保険制度では高齢者の自己決定とサービス選択の権利の尊重がより強化した形で示されている。また、2005年には「高齢者虐待の防止、高齢者の擁護者に対する支援等に関する法律」が制定された。このように高齢者の権利や尊厳は強化され、法的整備がされつつある。

しかし、医療・介護の現場において高齢者が置かれた状況は、その権利や尊厳が十分に尊重されているとは言い難い現状がある。身体拘束については、日本老年看護学会は2013年から「入院認知症高齢者へのチーム医療」の実態調査を行っており、「多職種によるチーム医療が行われている病院では認知症患者の入院期間が短い」などの資料の提出によって2016年の診療報酬改定で「認知症ケア加算」が算定できるようになった。また、日本老年看護学会は、『急性期病院において認知症高齢者を擁護する』立場表明をしており、その中で病院における認知症ケアの充実は、医療関係者のみならず、社会的な要請でもあることを示している。このようなことから、急性期病院においてケアの見直しがされ、「認知症ケア加算」を算定申請している病院が多くみられるようになったが、身体拘束をしないケアを実現できたという報告は2017年の金沢大学付属病院1件のみであった。このように治療の現場では安全性の優先や人材の不足を理由に、依然として身体拘束が実施されている現状もある。同時に看護師たちは倫理的ジレンマを感じながら、ケアを実施していることも明らかになっている。

2012年日本老年医学会は、「高齢者の摂食嚥下障害に対する人工的な水分・栄養補給法の導入をめぐる意思決定プロセスの整備とガイドライン」を提示した。これは法的効力はないといえ、その導入は高齢者の尊厳の観点からの検討がされ、一度導入した場合においても中止することも検討されるようになってきている。

高齢者は心身の老性変化やホメオスタシス機構の障害によって、様々な生活機能の低下から、自立性が低下し、他者の援助なしには日常生活を送ることができなくなることが多い。また、そのことによって自尊心が低下しやすい。中でも、感覚機能やコミュニケーション機能の低下によって他者との交流が難しくなり、さらに認知症の場合には同意能力が不十分とみなされ、高齢者本人よりも家族の同意を得て治療や療養上の決定が行われることが多い。また、認知症でなくとも、高齢者の療養生活は家族の介護力、友人・知人の存在、経済力などに左右されやすい。

2015年、日本看護倫理学会 臨床倫理ガイドライン検討委員会は、【医療や看護を受ける高齢者の尊厳を守るためのガイドライン】を提示している。また、高齢者ケア施設の現場においてもスタッフのケア倫理観の醸成のための教育など先駆的に取り組んでいる施設もある(小野,2015)ものの、その研究報告は限られている。

上記のように高齢者の尊厳が脅かされやすい医療・介護の現場の状況がある要因の一つとして、看護・介護職の人材不足がある。高齢者人口は今後も増加し続け、2042年にピークを迎えた後、減少するものの高齢化率は上昇傾向であり、2065年には38.4%に達し、国民の約2.6人に1人が65歳以上の高齢者となることが推計されている。一方、介護職員の需給推計によると、2025年度には約253万人必要になるとされているが、供給の見込みは約215万人であり、およそ38万人の介護職員が不足することが推計されている(厚生労働省,2017)。また、看護職においても毎年約5万人の新卒看護師が輩出されているものの、正規雇用の看護師の離職率は10.9%であり、特に大都市部の離職率は高い。2025年に向けてその必要数を算出したシミュレーションでは18歳人口の減少や離職者、復帰者などの考慮したシナリオにおいて、需要が供給をはるかに上回ることから、潜在看護師の掘り起こし、多様な勤務形態の導入、ワークライフバランスの検討などが実施されている(韓,2012)。厚生労働省は、介護人材確保に向けた取組として「離職した介護人材の呼び戻し」「新規参入促進」「離職防止・定着促進」を総合的・計画的に推進することを掲げている(2016,厚生労働省)。しかしながら、現在においても、高齢者の尊厳を守り、支えることができる人材が十分に確保できているとは言い難く、前述した高齢者ケアにおける倫理的課題に対応し得るケア提供体制において、マンパワー的にさらに厳しい状況下におかれることとなる懸念される。

2) 老年看護学における倫理教育

前述したように、臨床現場においては、高齢者の倫理的課題は認識されているものの依然とし

て存在しており、今後は更なる高齢化が進む一方、高齢者ケアを担う人材は不足する中で、より複雑・難渋化することが予測される。このような高齢者の保健医療福祉におけるケアの倫理的課題に対応し得るためには、高齢者ケアにおける倫理的実践能力について高齢者の立場から明らかにし、看護基礎教育課程における基盤をより強化することが重要と考えた。

老年看護学は、高齢社会に向けて保健医療福祉全般に広がる多様な看護活動、他の職種と連携・協働することを見据えた人材育成が求められ、1989年に成人看護学より独立した後発の看護学である。1994年には老年看護専門看護師制度が発足し、1995年日本老年看護学会が設立された。先述したように、疾患看護や対症看護から、人間を身体的・心理的・社会的な側面から統合的にとらえようとする総合看護へ、また医師主導の看護ではなく「患者中心の看護」へと、看護教育においても、看護実践現場においても様々な取り組みがなされてきた時代に社会の要請を受けて独立した看護学である。そのため老年看護の理念は当初から、患者中心の看護の思想がある。野口は、老年看護学教育では「老人の生命と自立を専門的に支えつつ、人間的発達を支援することに焦点をあてている」とし、「一般的傾向としての老化や生活の変化、またそれに対する意識的経験や活動の変化よりも、むしろ、生命と自立を支える方法を考えるための老化の性質などの基本的理解と、人間的生活を支える個別の方法を考えるための個人の背景により多様に現れる経験とプロセスの理解に焦点をあてている」と述べている(野口, 1966)。

老年看護学における倫理教育の内容として、高齢者の尊厳や権利を論じる際に、エイジズム、身体拘束、虐待、認知症高齢者の終末期における人工栄養など、具体的な例を基に倫理的な観点について教授されている。また高齢者ケアの倫理に関する研究は、看護実践現場における報告や看護師などケア提供者の倫理観やその醸成に関する研究はされているものの、看護基礎教育における教育方法・内容・評価に関する研究は見いだせなかった。老年看護学教育に関する研究は、「高齢者理解」のための教育方法は多く提示されているが、縦断的データが必要とされ、学生への教育の成果についても報告されているものの、議論を深める場や論文が必要とされている(湯浅, 2015)。

山田は、老年看護学における看護基礎教育の展望として「今後ますます多様な価値観や生活史をもつ高齢者の自己決定・選択を支えるケアを展開できる実践能力を養う必要がある。時にエビデンスに基づく医療が最善と判断され、高齢者の意思決定が蚊帳の外となり、医療者の価値観を押し付けたような医療提供になっていることがある。その意味で『ヒューマンケアの基本的な能力』の構成要素の一つとして挙げられている倫理的な看護実践能力は、老年看護学教育において、今後もさらに強く求められる能力と考える」と述べている(2015)。また、湯浅は「老年看護の本質にかかわる教育実践の報告や試みが集積され、老年看護学の視点からのカリキュラム評価、研究方法論が探究されることを期待したい」と述べている(2015)。

老年看護学教育における看護基礎教育においても、倫理的実践としてその教育方法や評価について検討されている報告は見いだせず、今後の課題であると捉えられた。

2. 研究の目的

本研究の目的は、急速に進む高齢化の中でより複雑・難渋化することが予測される高齢者の医療福祉におけるケアの倫理的課題に対応し得るための看護基礎教育における高齢者のケア倫理教育プログラムを開発することである。

3. 研究の方法

方法として当初は、我が国の看護基礎教育課程における高齢者のケア倫理教育の現状と課題についての質問紙調査 北欧型福祉国家であり、高齢先進国であるフィンランドの看護基礎教育課程における高齢者のケア倫理教育における面接および質問紙調査 我が国の老年看護学、看護倫理学の専門家会議の開催 高齢者のケア倫理教育プログラムについてフィンランドにおける老年看護学教育・研究者との合同会議の開催を通じて看護基礎教育における高齢者のケア倫理教育プログラム検討する予定であった。

しかし、文献検討によって我が国およびフィンランドの倫理教育の課題についての概要は把握できたため、2019年度に予定していた国内での専門家会議を優先に実施し、教育プログラム試案を作成、精選したのちに最終年度にフィンランドにおける検討、調査を進めることがより本研究の目的達成につながると考え、計画を変更した。2018年度は専門家会議を3回実施し、高齢者ケア倫理の基盤となり得る看護実践研究のメタ分析により、教育プログラムの試案を検討した。2019年度以降に、教育プログラムの試案を検討し、さらに検討結果をもとに看護職への面接調査を実施し、教育プログラム試案の精選を図る予定であったが、covid-19の感染拡大によって、調査が進められなかったため、試案の作成に留まってしまった。また、2020年度については、それらの結果をもとにフィンランドの研究チームとの合同会議の開催を予定していたが、covid-19の感染拡大に加え、ウクライナにおける紛争もあり、実施できなかった。2022年に情勢が落ち着いたため、研究協力者であるタンペレ応用科学大学のSirpa Salin教授を本邦に招き、専門家会議を開催した。さらに2023年にスーパーバイズを得て試案の精選を図った。

4. 研究成果

1) 高齢者のケア倫理実践能力

専門家会議においても、前述したように、臨床現場においては、高齢者の倫理的課題は認識されているものの依然として存在しており、このような高齢者の保健医療福祉におけるケアの倫理的課題に対応し得るためには、高齢者ケアにおける倫理的実践能力について高齢者の立場から明らかにし、看護基礎教育課程における基盤をより強化することが重要とされた。

野口は、「老年者の自我は時代に、また個々の生活に規定され、依存しつつも自律的であり、変化発達する」とし、「老年者のケアは、客観的・科学的であることよりも、老年期の主観（自我）と対話しつつ老年者の人生に組み込まれていくことこそを重視する必要がある、なぜなら老年者は、ほかのいずれの年代よりも一貫した自己を創造せずにはいられない年代を生きていくからである。」と述べている。そのため、高齢者の保健医療福祉におけるケアの倫理的課題こそ高齢者の立場から捉えなおすことが必要と考えた。

そこで、専門家会議では、高齢者の立場からケア倫理実践能力として「ケアハラスメント防止能力」着目して、高齢者ケア倫理の基盤となり得る看護実践研究のメタ分析を行った。

高齢者のケア倫理実践能力としてケアハラスメント防止能力という観点から、検討してきた理由は以下のとおりである。

ハラスメントとは、人の尊厳を傷つけ、精神的・肉体的な苦痛を与える嫌がらせやいじめとされており、1970年代にアメリカでフェミニズム運動の中でセクシャルハラスメントという言葉が用いられたことが論を発している。その後、本邦においても、パワーハラスメント、アカデミックハラスメント、モラルハラスメントといった、これまで存在していても表面化されていなかったハラスメントに関しても注目されるようになった。

これらのハラスメントに共通していることは、必ずしも意図的に行っているものではなく、ハラスメントという自覚がないことが多いということである。良かれと思って行ったことでも受けた側が傷ついたり、不快に感じることはハラスメントとみなされる。つまり行為、言動そのものよりも受けた側の感情や感覚などがより重視されていると捉えられる。

このようにハラスメントは、高齢者ケアにおいても、身体拘束や虐待だけでなく、日々の看護ケア実践の中にも存在すると捉えられる。そのため、高齢者の保健医療福祉におけるケアの倫理的課題こそ高齢者の立場から捉えなおすことが必要と考え、ケアハラスメント防止能力という観点から、高齢者の尊厳や精神的・文化的・人間関係的・自尊的ニードを重視して行った看護援助方法に関する研究をメタ分析し、ケアハラスメント防止能力を明らかにした。

その結果、高齢者ケアにおける倫理的実践とは、高齢者の尊厳や精神的・文化的・人間関係的・自尊的ニードを充足するという観点からの看護ケアであり、ケアにおけるハラスメントを防止できることが明らかとなった。また、ケアハラスメント防止能力は単に知識や技術を備えるというものではなく、それを実践するためには、看護師個人が置かれている状況など大きく影響しているため、実践につながる支援が必要になることが明らかになった。ことに看護基礎教育課程においては、初学者である学生への教育支援方法が重要と考える。

しかし、教育プログラムとしてケアハラスメント防止能力という用語や内容については、臨床看護師との十分な合意形成や教育実践による検証が課題となった。

Gallagher は、倫理教育の目的は倫理的能力の促進であるとして、倫理的能力について倫理的に「見ること」「知ること」「振り返ること」「行うこと」「あること」として基礎教育課程の学生においても、このすべての能力が必要と述べている (Gallagher, 2008)。看護基礎教育における倫理教育の研究においては、実践を振り返る教育にとどまっており、「行動すること」の倫理的能力獲得に関して検討が進んでいないことが指摘され、倫理的能力については、知識の獲得や考察にとどまらず、実践能力としての倫理的能力の教育が求められている。

今後の課題は、看護基礎教育において教育すべき倫理実践能力とは何か、また、それをどのように教育していくのかという方法論を明らかにすることである。ケアハラスメント防止能力を臨床看護師と合意が得られるまで精選し、教育実践による検証を行うことで明らかにできると考える。

2) フィンランドにおける看護倫理

EUの中でも高齢化率の高いフィンランドは、2017年、超高齢化社会に突入した。高齢者ケアにおいては世界的にもモデル的役割を果たしてきたフィンランドであるが、高齢化に伴い、財政の問題やケアを担う人材不足など本邦と同様の課題に直面しており、2023年からは、保健医療福祉改革 (SOTE改革) が実施されている (横山, 2022)。看護基礎教育課程における「看護倫理」の学修は法律や人権など、本邦では「医療倫理」に該当するものがガイドラインに基づき、教育されている。看護実践能力については、9つの実践能力が掲げられており、その中で、患者の権利擁護など患者中心の看護が重視されている。しかし、フィンランドにおいても急速に高齢化が進んでいることもあり、高齢者ケアに関する倫理的課題はますます複雑化・難渋化し、増大していくことが予測されており、文化や宗教観、看護基礎教育体制も異なるフィンランドの研究チームと協働することで、単にフィンランドの知見を得ることではなく、議論を交わすことによって、両国とも高齢者ケアに関する多様な価値観や状況にも対応し得る教育について検討ができたと考えられる。また、ケアハラスメント防止能力という捉え方によって、より具体的事例の検討を進めることができた。プログラム試案については、両国とも、臨床看護師との検討を重ねることで、高齢者ケアのハラスメント防止能力の教育をより実践的に精選していくことが課題である。

- Gallagher (2008): 看護倫理の教育：倫理的能力の促進，看護倫理を教える・学ぶ，倫理教育の視点と方法，日本看護協会出版会．
- 韓 慧(2012)：日本における看護師不足の実態,Journal of East Asian Studies,10,1-24.
- 内閣府(2017)：高齢社会白書，日経印刷株式会社．
- 小野幸子(2015)高齢者ケア施設で働く看護・介護職員の倫理観を強化する戦略的教育支援方法，科学研究費助成事業研究成果報告書．
- 山田 律子(2015)日本老年看護学会会員の立場から 未来の老年看護学教育に向けて，老年看護学，20(1)Page54-58
- 湯浅 美千代(2015)：看護教育の立場からの意見：この20年を振り返って(日本老年看護学会会員の立場から，<特集>日本老年看護学会設立20周年記念「未来への提言」) 老年看護学，20(1)Page59-63
- 横山純一(2022) 2022年度のフィンランド一般補助金の動向とS O T E改革 地方自治の再編と保健・医療・福祉改革，自治総研通巻524号，1-34．

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計0件

〔学会発表〕 計0件

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究分担者	小野 幸子 (ONO SACHIKO) (70204237)	日本医療大学・保健医療学部・教授 (30127)	

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究協力者	野口 美和子 (NOGUGHI MIWAKO)		
研究協力者	大塚 真理子 (OTSUKA MARIKO)		
研究協力者	石橋 みゆき (ISHIBASHI MIYUKI)		
研究協力者	齋藤 千穂 (SAITO CHIHO)		
研究協力者	サリン シルパ (Salin Sirpa)		

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------